

児童憲章制定十年



山下俊郎

いまペンをとりょうとして考えてみると、今年には児童憲章制定十年記念にあたるので、児童福祉週間が、現在その多彩な行事を以て催されつつあるところである。今年はこの意味でとくに盛大に、この後に続く「母の日」の行事と相呼応して行なわれている。児童憲章制定十年というこの時にあたって、わたくし達の問題として、とくに保育者の立場と関連して、児童問題についての二、三の感想を述べてみたいと思う。

*

児童憲章はちょうど十年前、昭和二十六年の「子どもの日」を期して公布された。もともと、児童憲章は、終戦直後に公布された児童福祉法の精神を十分に徹底的に、わたくし達日本のおとなの頭の中に浸透させて、おとなの道徳的責任として、子どもに対するわたくし達のとるべき態度、なすべき事柄を心に刻み込む意味で制定されたのがその発端であったといっている。もちろん、その場合、単

に児童福祉法だけでなく、教育基本法、学校教育法等の教育に関する法律、また少年法などの法務省系統の法律に関する面も、すべて日本の子どもに関する限りは、児童憲章の中に盛り込まれている。そして、その制定公布の式典には、これらの面に関連するすべての人々が参加して、かなり広い範囲の人々の参列のもとにその公布が行なわれたのであった。

児童憲章は、子どもの生活のすべての面に関連を持つものであり、またそうでなければならぬ。そして児童憲章の精神の浸透は、今日すでにかなりのところまで進んできている。わが国の児童の生活はたしかにいちじるしい飛躍をしているように思われるのである。しかし、わたくし達は何としても充分でないものが残っているように感じられる面があることが否めないという感じがわたくし達にはするのである。

そのことは、端的にいえば、子どもに対するいろいろの施策とい

うものが、いわゆるセクショナリズムに陥っているところからきていると思われる。そして、そのセクショナリズムが官庁のセクショナリズムから子どもを扱っている現場のセクショナリズムにまで発展していくと、ところに困った問題が起こるのである。

保育の面においても、幼稚園と保育所という保育施設の二元的存在が、ながい間の歴史的問題になっている。そして、一般に、幼稚園の保育者には社会的関心がうすいといわれ、社会的視野に立つ広い教養が欠けているといわれる。そして、その一面、保育所関係者には、教育系統への全体的関心が欠けているといわれている。そのような欠点を持っていない保育者も多いことは事実ではあるが、概していうとき右のような傾向は一般的な傾向であるといいい切つて差し支えないようである。

*

幼児保育が、このようにして、官庁の系統からいえば、文部省と厚生省の両方にまたがっていると大きな問題があるのと同じに、いろいろの面に同じような問題がある。

非行少年の問題は、いまだ大きな問題になっているが、この問題の関連するところは、文部省にもあり、厚生省にもあり、また法務省にもある。三つのセクションにわかれていているということが、多くの場合にけつしてプラスをもたらしさない。マイナスのみがもたらされるのである。

せまく労働少年の問題を考へても、文部省と労働省の両方にまた

がっている。

子どものグループ指導の問題でも、文部省と厚生省の両方にまたがっている。

また、精神薄弱児の問題、肢体不自由児の問題など、すべて教育の問題としては文部省の所管にある養護教育の問題であり、また保護の面からいえば厚生省の児童福祉施設の問題である。

まったく同じであると考えられるタイプの問題が、このように、官庁の所管がちがうところに二様に関係し、問題によっては三様に關係している。同じ子どものことがどうしてこのように、二様にも三様にも扱われなければならないのか、そしてそのように扱われることによつて子どもの幸せは損われてしまうのではないか、また扱う当事者の仕事の能率も落ちて、社会的に大きな損失がもたらされるのではないか、という疑問は、ちよつと考えると非常に素朴な素人的な疑問のようにも思われるが、実際には、これが一ばん根本的な問題なのである。

*

児童の問題は総合的に、しかも一本にして扱われることによつてはじめて、充分の成果をもたらすことができる。せまい範囲で、一つの方向からだけついついていたのでは、いつまでたつても、充分の進展は期待できないのである。

たとえば、少年非行の問題を徹底的に解決するということを考へるときに、官庁のセクショナリズムによる壁を打ち破るためには、

これを総合的に扱う所が必要であるということ、たとえば文部省関係の面から考え、厚生省関係の面から考え、また法務省関係の面から考えても、わたくし達が必ず到達する結論である。わたくし自身、いままでこういつたいくつかの場面に入っていて、つねにこのような結論に到達しているのである。

現在、児童に関する問題のうち教育に関する面は文部省、児童福祉の面は厚生省の児童局、犯罪に関する面は法務省、労働に関する面は労働省が管轄している。わたくし達は、児童の問題がこのようにいくつかの官庁に分かれて扱われることによって生ずるマイナスを無くするためには、これらのすべての面を統合した児童省とでもいふべきものが生まれることが絶対に必要であると思う。児童省において、すべての児童の問題が扱われるようになれば、いまわたくし達が当面しているいろいろの問題は解決して、真の意味で子ども達の幸せがもたらされると思うのである。

このような児童省という考え方は、けっしていまここにわたくしが新しく考えたものではない。いままで非常に多くの人々、児童の幸せということに心を痛め、努力を重ねてきている多くの先覚者達が、いく度か口にしてきたことである。もうそろそろ実現してもいいのではないか、とわたくしは考えるものである。

児童憲章が制定されて十年、その精神はかなり浸透してきて、以前にくらべてわたくし達の子どもの上に幸せがもたらされるようにな

ったことは喜んでいい。

しかし、それでもまだ十分でないところが多いのである。一昨年、一九五九年の十一月二十日には、国際連合の総会において、「児童権利宣言」が採択され全世界に向かって宣言された。わが国でも、直に参議院本会議でその約一か月後の十二月十六日に、それに賛同し、その実現に努力する旨の決議がなされている。この「児童権利宣言」はその基本において、わが国の児童憲章と同じ精神に立つものであり、いわば国際的規模において宣せられたものであるといつていい。そして、このような宣言がなされたところには、さきの国連による世界人権宣言を一步進めたという大きな意義があるのであるが、改めてここにこのような宣言がなされなければならないところに現在の児童のおかれている事態が響いているのだとも考えられるであろう。

このような意味において、わたくし達は児童憲章の精神を改めて再認識しなければならぬし、その実現を計るためにいままでよりも一步進んだ努力をしなければならぬと思うのである。

そして、とくに保育者である人々には、改めて強くこのことを望みたいと思うのである。つねに、より広い視野に立って、すべての事柄を考えることが、それぞれの人の仕事をよりよく生かしてくれるものだからである。

* * * * *